

諮問日：平成29年11月28日（平成29年度（最情）諮問第63号）

答申日：平成30年4月20日（平成30年度（最情）答申第3号）

件名：弁護実務修習に関する通知文書の一部開示の判断に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「『弁護実務修習に対して望むこと』について（平成28年9月28日付の司法研修所事務局長通知）」の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、平成28年9月28日付け司研企二第966号司法研修所事務局長通知「『弁護実務修習に対して望むこと』について」（以下「本件開示文書」という。）を対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成29年10月3日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示文書のうち原判断において不開示とされた部分（以下「本件不開示部分」という。）について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条6号に規定する不開示情報に相当するかどうか不明である。「67期集合修習A班カリキュラムの概要」及び「67期集合修習B班カリキュラムの概要」がインターネット上に公表されているにもかかわらず、特段の弊害は生じていない。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件開示文書は、分野別実務修習のうち弁護修習に関する文書であり、その

指導担当者等に向けて、指導に関する指針や具体的な留意事項等を示したものである。弁護実務修習においては、弁護士として広範多岐にわたる領域で活躍できるよう、与えられる課題に限らず、自主的に課題を設けて取り組み、目の前の事象のみならず、その背景や社会の動きに関心を持って修習に臨み、法曹実務家として必要な汎用的能力を修得することが期待されている。この修習の目的から、弁護実務修習を一層充実したものとするためには、指導担当弁護士等が担当する司法修習生の能力等を踏まえて、それぞれの司法修習生に適した指導を行うことが肝要である。本件不開示部分に記載されている情報は、弁護実務修習の具体的な指導方針及び内容であり、本件不開示部分が公にされた場合には、司法修習生の中には、それに焦点を絞ることに注力し、自らの課題を自覚した上での積極的かつ主体的な取組をしなくなるなど、上記修習の目的にそぐわない行動をとる者が出るおそれがある。

なお、苦情申出人が指摘する資料は、平成26年度に実施された第67期集合修習について、その概要を事後的にとりまとめて実務修習指導担当者の参考資料とするために作成されたものであり、本件開示文書とはその趣旨及び内容が大きく異なる。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成29年11月28日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 平成30年1月19日 本件開示文書の見分及び審議
- ④ 同年3月23日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 見分の結果によれば、本件開示文書は、分野別実務修習のうち弁護修習の指導担当者等に対して、指導に関する指針や具体的な留意事項等を示したものであり、本件不開示部分には、弁護実務修習の具体的な指導方針及び内容が記載

されていることが認められる。このような記載内容に照らすならば、本件不開示部分が公にされた場合には、司法修習生の中には、それに焦点を絞ることに注力し、自らの課題を自覚した上での積極的かつ主体的な取組をしなくなるなど、上記修習の目的にそぐわない行動をとる者が出るおそれがあるという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。苦情申出人は、「67期集合修習A班カリキュラムの概要」及び「67期集合修習B班カリキュラムの概要」がインターネット上に公表されているにもかかわらず、特段の弊害は生じていないなどと主張するが、苦情申出人が指摘する資料は、実務修習指導担当者の参考資料として、平成26年度に実施された第67期集合修習の概要を事後的にとりまとめたものであり、本件開示文書とはその趣旨及び内容が異なるものであるから、本件の判断には影響しない。

したがって、本件不開示部分は、法5条6号に規定する不開示情報に相当すると認められる。

- 2 以上のとおりであるから、原判断については、本件不開示部分が法5条6号に規定する不開示情報に相当すると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人